公告

独立行政法人国際協力機構契約事務取扱細則（平成１５年細則(調)第８号）に基づき下記のとおり公告します。

2026 年 10 月 14 日

独立行政法人国際協力機構
契約担当役　理事

記

１．公告件名：全世界（広域）航空管制協力にかかる情報収集・確認調査（一般競争入札（総合評価落札方式 - ランプサム型））

２．競争に付する事項：入札説明書第１章１．のとおり

３．競争参加資格：入札説明書第１章３．のとおり

４．契約条項：「調査業務用」契約約款及び契約書様式を参照

５．技術提案書及び入札書等の提出：
入札説明書第１章２．及び６．のとおり

６．開札日時及び場所：
入札説明書第１章９．のとおり

７．その他：入札説明書のとおり

入札説明書
【一般競争入札（総合評価落札方式 -ランプサム型)】

業務名称： 全世界（広域）航空管制協力にかかる情報収集・確認調査（一般競争入札（総合評価落札方式 - ランプサム型））

調達管理番号：26a00733

【内容構成】

第１章　入札の手続き
第２章　特記仕様書
第３章　技術提案書作成要領

本説明書は、「独立行政法人国際協力機構（以下、JICA という）」が、民間コンサルタント等に実施を委託しようとする業務について、当該業務の内容及び委託先を選定する方法について説明したものです。

本件業務の発注においては、競争参加者が提出する技術提案書に基づき、その企画、技術の提案、競争参加者の能力等を総合的に評価した技術評価点と、同じく競争参加者が提出する入札書に記載された入札金額に基づいた価格評価点との総合点により落札者を決定することにより、JICA にとって最も有利な契約相手方を選定する入札方式を採用します。競争参加者には、この説明書及び貸与された資料に基づき、本件業務に係る技術提案書及び入札書の提出を求めます。

2026 年 10 月 14 日

独立行政法人国際協力機構
国際協力調達部

第１章　入札の手続き

１．競争に付する事項

（１）業務名称：全世界（広域）航空管制協力にかかる情報収集・確認調査（一般競争入札（総合評価落札方式 - ランプサム型））

（２）業務内容：「第２章　特記仕様書」のとおり

（３）適用される契約約款：

「調査業務用」契約約款を適用します。これに伴い、消費税課税取引と整理しますので、契約書では消費税を加算します。（全費目課税）[1]

（４）契約履行期間（予定）：2026 年 12 月から 2027 年 2 月

先方政府側の都合等により、本入札説明書に記載の業務スケジュール等を変更する必要が生じる場合には、必要な調整を行います。

（５）ランプサム（一括確定額請負）型契約

本件について、業務従事実績に基づく報酬確定方式ではなく、当該業務に対する成果品完成に対して確定額の支払を行うランプサム（一括確定額請負）型にて行います。

（６）部分払の設定

本契約については、部分払を想定しておりません。

２．担当部署・日程等

（１）選定手続き窓口

国際協力調達部　契約推進第一課/第二課

電子メール宛先：outm1@jica.go.jp

（２）事業実施担当部

社会基盤部　運輸交通グループ第二チーム

（３）日程

本案件の日程は以下の通りです。

No.	項目	日程
1	資料ダウンロード期限	2026 年　　10 月　　20 日　まで

[1] 電子入札対象案件では、電子入札システムに入力する金額は税抜きとなりますが、消費税課税取引ですので、最終見積書及び契約書は消費税を加算して作成してください。

2	入札説明書に対する質問	2026 年　10 月　21 日　12 時まで
3	質問への回答	2026 年　10 月　26 日　まで
4	入札書（電子入札システムへ送信)、別見積書・技術提案書の提出	2026 年　10 月　30 日　12 時まで
5	技術提案書の審査結果の連絡	入札執行の日時の 2 営業日前まで
6	入札執行の日時（入札会）	2026 年　11 月　16 日　11 時
7	技術評価説明の申込（落札者を除く）	入札会の日の翌日から起算して 7 営業日まで （申込先：https://forms.office.com/r/6MTyT96ZHM） ※2023 年 7 月公示から変更となりました。

３．競争参加資格

（１）各種資格の確認

以下については「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」最新版を参照してください。

（URL：https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html）

１） 消極的資格制限

２） 積極的資格要件

３） 競争参加資格要件の確認

（２）利益相反の排除

特定の排除者はありません。

（３）共同企業体の結成の可否

共同企業体の結成を認めます。ただし、業務主任者は、共同企業体の代表者の者とします。

なお、共同企業体の構成員（代表者を除く。）については、上記（１）の２）に規定する競争参加資格要件のうち、１）全省庁統一資格、及び２）日本登記法人は求めません（契約締結までに、法人登記等を確認することがあります)。

共同企業体を結成する場合は、共同企業体結成届（様式はありません。）を作成し、技術提案書に添付してください。結成届には、代表者及び構成員の全ての社の代表印または社印は省略可とします。また、共同企業体構成員との再委託契約は認めません。

４．　資料の配付

資料の配付について希望される方は、下記 JICA ウェブサイト「コンサルタント等契約の応募者向け 国際キャリア総合情報サイト　PARTNER 操作マニュアル」に示される手順に則り各自ダウンロードしてください。

https://partner.jica.go.jp/Contents/pdf/JICAPARTNER_%E6%93%8D%E4%BD%9C%E3%83%9E%E3%83%8B%E3%83%A5%E3%82%A2%E3%83%AB_%E6%A5%AD%E5%8B%99%E5%AE%9F%E6%96%BD%E5%A5%91%E7%B4%84.pdf

提供資料：

・「第３章　技術提案書作成要領」に記載の配付資料

５．入札説明書に対する質問

（１）質問提出期限

１）提出期限：上記２.（３）日程参照

２）提出先　：https://forms.cloud.microsoft/r/k5wYmSLDCw

なお、公正性・公平性確保の観点から、電話及び口頭でのご質問は、お断りしています。

（２）質問への回答

１）上記２.（３）日程の期日までに以下の JICA ウェブサイト上に掲示します。

（URL：https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1）

２）回答書によって、仕様・数量等が変更されることがありますので、本件競争参加希望者は質問提出の有無にかかわらず回答を必ずご確認下さい。入札金額は回答による変更を反映したものとして取り扱います。

（３）説明書の変更

競争参加予定者からの質問を受けて、又は JICA の判断により、入札説明書の内容を変更する場合があります。変更は、遅くとも入札書提出期限の２営業日前までに JICA ホームページ上に行います。

（URL：https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1）

変更の内容によっては、当該変更内容を提出される入札書に反映するための期間を確保するため、入札書提出期限を延期する場合があります。

６．入札書・技術提案書の提出

（１）提出期限：上記２.（３）日程参照

（２）提出書類

技術提案書・入札書・別見積書

（３）提出方法：

国際キャリア総合情報サイト PARTNER を通じて行います。（https://partner.jica.go.jp/）

具体的な提出方法は、JICA ウェブサイト「コンサルタント等契約の応募者向け国際キャリア総合情報サイト PARTNER 操作マニュアル」をご参照ください（https://partner.jica.go.jp/Contents/pdf/JICAPARTNER_%E6%93%8D%E4%BD%9C%E3%83%9E%E3%83%8B%E3%83%A5%E3%82%A2%E3%83%AB_%E6%A5%AD%E5%8B%99%E5%AE%9F%E6%96%BD%E5%A5%91%E7%B4%84.pdf）

ただし、入札書は電子入札システムを使用して行います。

１）技術提案書

① 技術提案書の提出方法は、電子データ（ＰＤＦ）での提出とします。

② 技術提案書はパスワードを付けずに格納ください。

２）入札書（入札価格）

① 電子入札システムを使用して、別見積指示の経費の金額を除く金額（消費税は除きます。）を、上記２.（３）日程の提出期限日までに電子入札システムにより送信してください。

② 上記①による競争参加者の入札価格により価格点を算出し、総合点を算出して得られた入札会の結果を別途、全ての競争参加者に通知します。この通知は電子入札システムの機能によらず、契約担当者等から電子メールにより行います。

３）別見積

別見積書はパスワードを設定した PDF ファイルとして格納してください。ファイル名は「24a00123_〇〇株式会社_見積書（または別見積書）」としてください。なお、パスワードは、JICA 国際協力調達部からの連絡を受けてから e-koji@jica.go.jp へ送付願います。

（４）電子入札システム導入にかかる留意事項

１）作業の詳細については、電子入札システムポータルサイトをご確認ください。

（URL:https://www.jica.go.jp/announce/notice/ebidding.html）

２）電子入札システムを利用しない入札は受け付けません。

７．技術提案書の審査結果の連絡

技術提案書は、JICA において技術審査し、技術提案書を提出した全者に対し、入札会の２営業日前までに、電子メールにて結果を連絡します。期日までに結果が通知されない場合は、上記２．選定手続き窓口にお問い合わせ下さい。入札会には、技術提案書の審査に合格した者しか参加できません。また、技術提案書が不合格であった競争参加者の入札書（電子データ）は、JICA にて責任をもって削除します。

８．入札書

（１）入札価格の評価は、「第２章　特記仕様書」に規定する業務実施に対する総価（円）（消費税抜き）をもって行います。電子入札システムへの送信額は消費税抜き価格としてください。また、電子入札システムにて自動的に消費税１０％が加算されますが、評価は消費税抜きの価格で行います。

（２）競争参加者は、一旦提出した入札書を引換、変更又は取消すことが出来ません。

（３）競争参加者は、入札説明書に記載されている全ての事項を了承のうえ入札書を提出したものとみなします。

（４）入札保証金は免除します。

（５）入札（書）の無効

次の各号のいずれに該当する入札は無効とします。

１）競争に参加する資格を有しない者のした入札

２）入札書の提出期限後に到着した入札

３）誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である入札

４）明らかに連合によると認められる入札

５）同一競争参加者による複数の入札

６）条件が付されている入札

７）定額計上を入札金額に含める指示がある場合、入札金額内訳書にて異なる金額が計上された入札

８）その他入札に関する条件に違反した入札

９．入札執行の日時、手順等

（１）日時：上記２.（３）日程参照

（２）入札会の手順

１）開札方法：本案件では電子入札システムにて開札を行います。

２）再入札：全ての入札価格が予定価格を超えた場合（以下「不落」という。）には、再入札を実施します。詳細は下記（３）のとおりです。

３）入札途中での辞退：

「不落」の結果に伴い、入札会開催中に再入札を辞退する場合は、再入札の日時までに電子入札システムから辞退届を必ず提出（送信）してください。[2]

（３）再入札の実施

すべての入札参加者の応札額が機構の定める予定価格を超えた場合（不落）は、再入札を実施します。落札者が決定するまで、再入札は２回まで実施します。

機構にて再入札の日時を決定したうえで、電子入札システムから「再入札実施通知書」が発行されます。本通知書に記載の入札期限までに、所定の方法により電子入札システムへ再入札価格を送信してください。

（４）入札者の失格

入札会において、入札執行者による入札の執行を妨害した者、その他入札執行者の指示に従わなかった者は失格とします。

（５）入札会の終了

３回の入札でも落札者が決まらない場合、入札会を終了します。落札者が決まらずに入札会が終了した場合、競争参加者を対象に、（不落）随意契約の交渉をお願いする場合があります。

１０．落札者の決定方法

（１）評価方式と配点

技術評価と価格評価を加算する総合評価落札方式とします。技術評価点と価格評価点を合算した総合評価点を 100 点満点とし、**配点を技術評価点 70 点、価格評価点 30 点とします。**

（２）技術評価の方法

「第３章　技術提案書作成要領」の別紙３「技術提案書評価配点表」の項目ごとに、各項目に記載された配点を満点として、以下の基準により評価し、合計点を技術評価点とします。評価の具体的な基準や評価に当たっての視点については「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」より以下を参照して

[2] この辞退届を送信しないと、辞退扱いになりません。

ください。

① 別添資料１「プロポーザル評価の基準」

② 別添資料２「コンサルタント等契約におけるプロポーザル評価の視点」

（３）価格評価

価格評価点は、①最低見積価格の者を 100 点とします。②それ以外の者の価格は、最低見積価格をそれ以外の者の価格で割り 100 を乗じます（小数点第三位以下を四捨五入し小数点第二位まで算出)。具体的には以下の算定式により、計算します。

① 価格評価点：最低見積価格＝100 点

② 価格評価点：（最低見積価格／それ以外の者の価格）×100 点

ただし、ダンピング対策として、競争参加者が予定価格の 80%未満の見積額を提案した場合は、予定価格の 80%を見積額とみなして価格点を算出します。

なお、予定価格の 80%を下回る見積額が最も安価な見積額だった場合、具体的には以下の算定式により価格点を算出します。

最も安価な見積額：価格評価点＝100 点

それ以外の見積額（Ｎ）：価格評価点＝（予定価格×0.8/Ｎ）×100 点

＊最も安価ではない見積額でも予定価格の 80%未満の場合は、予定価格の 80%をＮとして計算します。

予定価格を上回る入札金額（応札額）については、失格とします。

（４）総合評価の方法

技術評価点（加点分を含む）と価格評価点 70：30 の割合で合算し、総合評価点とします。総合評価点は、技術評価点分及び価格評価点分をそれぞれ小数点第二位まで計算し、合算します。

（総合評価点）＝（技術評価点）× 0.7＋（価格評価点）×0.3

（５）落札者の決定方法

以下のすべての要件を満たしたものを落札者とします。なお、落札となるべき総合評価点の者が２者以上あるときは、技術評価点が最も高いものを落札者とします。さらにこの場合、技術評価点が最も高いものが２者以上あるときは、くじ引きにより落札者を決定します。

１）技術評価点が入札説明書において明示する基準点を下回らないこと

２）入札価格が機構により作成された予定価格の制限の範囲内であること

３）当該競争参加者の総合評価点が最も高いこと

１１．契約書作成及び締結

（１）落札者から、入札金額内訳書を提出いただきます。

（２）速やかに契約書を作成し締結します。

（３）契約書附属書Ⅲ「契約金額内訳書」については、入札金額内訳書に基づき、設定します。

１２．フィードバックのお願いについて

JICA では、公示内容の更なる質の向上を目的として、競争参加いただいたコンサルタントの皆様からフィードバックをいただきたいと考えています。つきましては、お手数ですが、ご意見、コメント等をいただけますと幸いです。具体的には、選定結果通知時に、入力用 Forms をご連絡させていただきますので、そちらへの入力をお願いします。

第２章　特記仕様書

本特記仕様書に記述されている「脚注」及び別紙１の「技術提案書にて特に具体的な提案を求める事項」については、競争参加者が技術提案書を作成する際に提案いただきたい箇所や参考情報を注意書きしたものであり、契約に当たって、契約書附属書Ⅱとして添付される特記仕様書からは削除されます。また、契約締結に際しては、技術提案書の内容を適切に反映するため、必要な修正等が施された上で、最終的な「特記仕様書」となります。

第１条 調査の背景・経緯

世界的な航空ネットワークの拡大と航空需要の増加に伴い、安全かつ効率的な航空交通を確保するための航空交通管理（ATM）及び航空管制サービスの重要性は一層高まっている。一方で、多くの開発途上国では、航空管制官や教官の不足、教育訓練施設・設備の不足、訓練機材の維持管理予算の不足などにより、航空管制人材の育成・確保が十分に進んでいない。また、近年は管制システムの高度化や国際標準への対応が求められているものの、各国単独では必要な人材育成や能力維持を行うことが困難な状況にある。

こうした課題に対応するため、中南米における COCESNA、欧州における EUROCONTROL や ASECNA（アフリカ・マダガスカル航空安全機構）等に代表されるように、航空分野では広域的な協力や共同運営の枠組みを通じて人材育成や航空交通管理を効率的に実施する事例がみられる。航空交通は本質的に国境を越えて運航されるものであり、訓練、人材育成、技術基準、空域運用などの面で広域的な取組との親和性が高い分野である。

我が国は、「自由で開かれたインド太平洋（FOIP）」の実現に向けた取組の一環として、空域の安全かつ安定的な利用の確保を推進している。具体的には、国際航空路の円滑な利用、航空交通管理システムの安定的な運用、航空活動に伴うリスクの低減、さらには人流・物流を支える航空ネットワークの維持・強化を通じて、インド太平洋地域における航空安全の向上と持続的な経済発展への貢献を目指している。

JICA はこれまで、各国の航空当局を対象として航空管制官の育成や訓練施設・機材整備等を支援してきた。一方、航空需要の増加が見込まれる中、各国航空当局は人的・財政的制約を抱えており、また ODA 予算にも限りがあることから、今後は複数国に裨益する広域的なアプローチも検討している。例えば、フィジー、キリバス、ツバル及びバヌアツを含むナンディ飛行情報区（Nadi FIR）を対象とした航空管制人材育成等のように、地域レベルでの人材育成協力を準備している。

しかしながら、航空管制分野における広域協力については、JICA として十分な実績や知見の蓄積がない。特に、広域的な訓練拠点の運営モデル、地域共同体の形成プロセス、費用負担や財政構造、人材育成体制、加盟国間の能力格差への対応、ガバナンスや意思決定プロセス、利害関係者間の調整手法等については十分に整理されていない。他方、広域協力を実施するに当たっては、各国の制度、技術水準、財務状況及び組織体制の違いを踏まえた持続可能な実施体制を構築することが不可欠である。

こうした背景を踏まえ、本調査は、航空管制分野における既存の地域共同体や広域的な人材育成プログラム等の先行事例を調査・分析し、その成立要因、効果、課題及び持続性を整理するものである。その上で、航空管制分野における広域協力の成立条件や留意点を明らかにし、ナンディ FIR における協力の実現可能性及び協力内容の妥当性を検証することで、今後の JICA の航空管制分野における広域協力戦略の形成に資する知見を得ることを目的とする。

第２条 調査の目的と範囲

（１）目的

本調査は、航空管制分野における広域協力の先行事例を調査・分析し、その成立要因、運営体制、財政構造、人材育成制度、成果及び課題を整理することにより、広域航空管制協力の成立条件及び実施上の留意事項を明らかにすることを目的とする。

また、それらの分析結果を踏まえ、ナンディ飛行情報区（Nadi FIR）を対象とした航空管制分野の広域協力の実現可能性を検討するとともに、協力内容の妥当性、想定される課題及び対応方策を整理する。

（２）範囲

本調査は全世界を対象とし、航空管制及び航空保安サービス分野における広域共同体、広域的人材育成枠組み及び地域訓練機関等を対象として情報収集及び分析を行う。主な調査対象として以下を想定するが、これに限定しない。

- ASECNA（Agency for Aerial Navigation Safety in Africa and Madagascar）
- EUROCONTROL（マーストリヒト上空管制センター（MUAC））
- COCESNA（中央アメリカ上部空域）
- 東カリブ地域（ピアコ FIR）
- その他受注者が有益と判断する広域協力事例

また、広域協力に係る情報収集・分析結果の確認対象として、ナンディ FIR（フィジー、バヌアツ、ツバル、キリバス）も調査範囲とする。

第３条 調査実施の留意事項

（１）広域協力モデルの多様性を踏まえた分析

航空管制分野における広域協力には、共同で航空保安サービスを提供する共同運営型、地域訓練機関を活用した人材育成型、加盟国間のネットワークによる協力型等、様々な形態が存在する。そのため、特定のモデルに限定することなく、設立経緯、制度設計、組織体制、財政構造、人材育成制度、加盟国間の役割分担、共同体の形成・運営上の課題及び教訓等の違いを整理したうえで比較分析を行う。

（２）JICA 事業への活用を念頭に置いた分析

本調査は、今後 JICA が航空管制分野において広域協力案件を形成する際の基礎資料とすることを目的としている。そのため、成功要因、失敗要因、課題及びリスク、ドナー支援の役割、持続性確保の方策等について実務的観点から分析を行う。また、ナンディ FIR を広域協力に係る情報収集・分析結果の確認対象として、太平洋島嶼国が抱える地理的分散性、小規模経済、人材不足及び財政制約等を踏まえつつ、それらの結果のナンディ FIR への適用可能性についても分析を行う。

（３）利害関係者間の調整メカニズムの分析

広域協力の実施に当たっては、加盟国間の利害調整、費用負担及び意思決定プロセスが重要な要素となる。そのため、ガバナンス体制、意思決定機関の有無や役割、収益配分、加盟国の権限分担、合意形成プロセス等について重点的に整理する。

第４条 調査の内容

（１）広域航空管制共同体及び広域人材育成枠組みに関する情報収集・分析（2026 年 12 月中を想定）[3]

航空交通が国境を越えて運航される特性を有する一方、各国の航空当局は人的・財政的制約を抱えていることから、世界各地において広域的な航空交通管理及び人材育成に関する枠組みが形成されている。本調査では、ASECNA、EUROCONTROL、COCESNA、東

[3] 本項目の作業に関して調査・整理手法および分析項目については、プロポーザルにおいて提案すること。

カリブ共同体等の既存の広域協力事例を調査対象と想定して情報収集及び分析を行う。具体的には、以下の観点から情報収集・分析を行う。

① 設立の背景、目的及び形成プロセス

② 法制度及びガバナンス体制（意思決定機関、加盟国間の権限分担、合意形成プロセス等）

③ 組織体制及び運営体制

④ 財政構造（加盟国負担、利用者負担、ドナー支援、FIR 収入の活用等）

⑤ 航空管制サービス及び航空保安サービスの提供体制

⑥ 人材育成及び訓練体制（教官確保、訓練施設運営、資格制度、地域訓練機関の役割等）

⑦ 加盟国間の技術水準・能力格差への対応方策

⑧ 運営上の課題、リスク及びその対応策

⑨ 成功要因、失敗要因及び教訓

⑩ 援助機関及び国際機関による支援内容

また、上記分析を踏まえ、広域航空管制協力の成立条件、持続可能な運営に必要な要件及び広域案件形成に当たっての留意事項を整理する。

（２）ナンディ FIR における広域航空管制協力を想定した取組事項及び課題分析（2026 年 12 月中を想定）

ナンディ FIR では、フィジー、キリバス、ツバル及びバヌアツと複数国にまたがる広範囲な空域に対して航空交通管制業務を実施している。そのため、本調査ではナンディ FIR 構成国を対象として、航空管制及び人材育成に係る現状を分析するとともに、（１）で整理した広域協力の成立条件及び留意事項を踏まえ、広域案件形成の可能性を検討する。具体的には、以下の項目について情報収集及び分析を行う。

① 各国航空当局及び関連機関の組織体制及び役割

② 航空管制官及び教官の配置状況、人材育成体制及び訓練需要

③ 航空管制業務に係る法制度及び資格制度

④ 航空保安施設及び訓練施設の整備状況

⑤ 財務状況及び人材育成に係る予算確保状況

⑥ 関係国間の協力体制及び既存の広域協力枠組み

⑦ ICAO、豪州、ニュージーランド、世界銀行等による関連支援の状況

⑧ 広域的な人材育成を実施する上でのニーズ、期待事項及び懸念事項

⑨ 広域協力の実施に当たり想定される制度的、技術的及び財務的課題

⑩ 協力実施に向けて必要となる取組事項及び前提条件

その上で、ナンディ FIR を対象とした場合を想定して広域航空管制人材育成協力の実現可能性を検証し、想定される協力内容、実施体制、関係機関の役割分担及び段階的な発展シナリオを整理する。[4]

（３）現地調査（2027 年 1 月～2 月上旬を想定）

本調査では上記（１）（２）にて、まず文献調査等を通じて机上調査を実施し、広域協力の成立要件、成功要因及びナンディ FIR への適用可能性に係る分析仮説を整理する。その後、机上調査で得られた結果を踏まえ現地調査を実施し、情報の補完及び分析結果の検証を行う。

現地調査は以下を想定する。

①　航空管制分野の広域協力の先行事例を対象とした現地調査

広域航空管制共同体又は地域訓練機関を有する地域を対象に実施する。関係機関へのヒアリング及び現地視察を通じて、組織運営、人材育成、財政構造、意思決定プロセス、加盟国間調整等の実態を確認する。現地調査を実施する組織事例については、ナンディ FIR をはじめとする今後の JICA の広域協力の検討に向け、最も示唆の多い組織・地域を選定する。[5]

②　ナンディ FIR 構成国における現地調査及びセミナー実施ナンディ FIR の構成国であるフィジー、バヌアツ、キリバス及びツバルを対象として各国航空当局、空港運営機関、訓練機関及びドナー等へのヒアリングを実施し、広域協力実施上のニーズ、課題及び実施条件を確認する。フィジーについては、ナンディ FIR の運営主体としての役割及び将来的な地域訓練拠点としての可能性について重点的に調査を行い、その調査結果については、ナンディ FIR 内の各国をフィジーに招集したセミナーの形で意見

[4] 本調査の主要な成果の一つは、ナンディFIRにおける広域航空管制協力の実現可能性を検証し、将来的な協力の方向性や内容を整理することである。そのため、広域協力の成立可能性を評価するための分析項目及び手法並びに発展シナリオの検討方法について、提案を求める。

[5] 本調査では、広域航空管制協力の成立条件の整理及びナンディFIRへの適用可能性の検討を目的としているため、ナンディFIR及びJICAの将来的な広域協力戦略に対して最も示唆が得られる現地調査対象の選定が重要となる。現地調査対象として優先的に調査すべき組織とその理由ついてプロポーザルで提案すること。

交換を実施した上で、ナンディ FIR における広域航空管制協力の実現可能性及び具体的な協力オプションを検討・整理する。

セミナーの想定規模は以下のとおり。

目的	ナンディ FIR 域内の関係国が、広域航空管制協力及び地域訓練拠点形成の可能性について意見交換を行い、将来的な広域協力の実現可能性及び具体的な協力オプションを検討・整理する。
実施回数	2 回を想定
対象者	フィジー、バヌアツ、ツバル、キリバスの航空局（規制当局）及び航空管制サービスプロバイダー（空港運営会社）から各 1 名を想定（計 8 名を想定）
参加者数	約 8 名
開催期間	半日／回
実施場所	ナンディ市内
実施形態	対面

（4）JICA の航空管制分野における広域協力戦略への提言（2027 年 2 月中を想定）

（1）～（3）の調査結果を踏まえ、広域航空管制協力の成立条件、成功要因及び留意事項を整理するとともに、全世界を対象として、JICA が今後推進すべき広域協力の方向性について提言を行う。具体的には、広域協力モデルごとの特徴、適用条件及び課題を比較分析した上で JICA において実施可能な協力内容や地域を整理し、短期・中期・長期の時間軸で JICA の広域協力戦略に対する示唆及び提言を取りまとめる。[6]

第５条 報告書等

業務の各段階において作成・提出する報告書等は以下の通り[7]。なお、本契約における最終成果品は、ファイナルレポート（CD-R）（日・英）とする（別紙２：報告書目次案を参照）。

報告書類の印刷、電子化（CD-R）については、「コンサルタント等契約における報

[6] 本調査は、広域航空管制協力の先行事例の分析を通じて、JICAの航空管制分野における広域協力戦略及び案件形成に資する提言を導出することを目的としている。そのため、プロポーザルでは、事例分析結果をJICAの協力方針や案件形成に結び付けられる具体的な提言を整理する手法について提案すること。

[7] 以下に示す提出時期は目安であり、提案者は適切な調査工程を検討の上、プロポーザルにて提出時期を提案すること。

告書の印刷・電子媒体に関するガイドライン（2020 年 1 月）」を参照する。

No.	レポート等の名称	提出時期	部数・形式
1	業務計画書（日）	契約締結後 10 営業日以内	電子データ：WORD 及び PDF
2	ドラフトファイナルレポート（日）	業務開始時に JICA と協議し決定する	電子データ：WORD 及び PDF
3	ファイナルレポート（日・英）	契約履行期間末日	CD－R 計４部：PDF（和文２部、英文２部） 電子データ：PDF

第６条　「相談窓口」の設置

発注者、受注者との間で本特記仕様書に記載された業務内容や経費負担の範囲等について理解の相違があり発注者と受注者との協議では結論を得ることができない場合、発注者か受注者のいずれか一方、もしくは両者から、定められた方法により「相談窓口」に事態を通知し、助言を求めることができる。

別紙１

技術提案書にて特に具体的な提案を求める事項
（技術提案書の重要な評価部分）

技術提案書の作成に当たっては、特に以下の事項について、コンサルタントの知見と経験に基づき、第３章「２．技術提案書作成上の留意点」にて指定した記載分量の範囲で具体的な提案を行うこと。詳細については特記仕様書を参照すること。

No.	提案を求める内容	特記仕様書での該当条項
1	広域航空管制共同体に係る机上調査の対象組織、調査・整理手法および分析項目	第４条（１）
2	ナンディ FIR への適用可能性を検証するための分析の評価項目、実施方法及び発展シナリオの検討方法	第４条（２）
3	広域共同体組織において、現地調査対象として優先的に調査すべき組織とその理由	第４条（３）
4	JICA の広域的な協力方針や案件形成に結び付ける提言を整理する手法	第４条（４）

別紙２

報告書目次案

第１章 調査概要
1.1 調査の背景
1.2 調査の目的
1.3 調査対象及び範囲
1.4 調査方法
1.5 調査実施体制
第２章 航空管制分野における広域協力の現状と課題
2.1 世界の航空需要及び航空交通管理を取り巻く動向
2.2 開発途上国における航空管制人材育成の課題
2.3 航空管制分野における広域協力の必要性
2.4 我が国及び JICA の協力方針
2.5 他ドナー及び国際機関の支援動向
第３章 航空管制分野における広域協力事例分析
3.1 分析の視点及び評価項目
3.2 ASECNA
3.3 EUROCONTROL（MUAC）
3.4 COCESNA
3.5 東カリブ地域（ピアコ FIR）
3.6 その他の広域協力事例
3.7 事例比較分析
第４章 広域航空管制協力の成立条件及び留意事項
4.1 設立背景及び形成プロセス
4.2 ガバナンス及び意思決定体制
4.3 組織体制及び役割分担
4.4 財政構造及び費用負担メカニズム
4.5 人材育成及び地域訓練拠点
4.6 加盟国間の能力格差への対応
4.7 ドナー支援の役割
4.8 成功要因、課題及びリスク
4.9 広域航空管制協力実施上の要件及び留意事項

第5章 ナンディFIRの現状分析
5.1 ナンディFIRの概要
5.2 フィジー
5.3 バヌアツ
5.4 キリバス
5.5 ツバル
5.6 航空管制体制及び人材育成体制の比較分析
5.7 既存ドナー支援及び広域協力の状況
5.8 ナンディFIRにおける課題及びニーズ
第6章 ナンディFIRにおける広域航空管制協力の実現可能性分析
6.1 ナンディFIRにおける広域協力の必要性
6.2 広域協力実施の前提条件
6.3 想定される協力モデル
6.4 人材育成協力の実施体制
6.5 関係機関の役割分担
6.6 想定されるリスク及び対応策
6.7 実施可能な協力オプション
第7章 JICAの航空管制分野における広域協力戦略への提言
7.1 広域協力モデルの類型化
7.2 JICAが活用可能な協力アプローチ
7.3 有望な協力対象地域及び協力分野
7.4 短期・中期・長期の広域協力戦略に係る提言

参考資料1 調査対象機関一覧
参考資料2 面談者一覧
参考資料3 収集資料一覧
参考資料4 先行事例比較表
参考資料5 ナンディFIR基礎データ
参考資料6 セミナー議事録

第３章　技術提案書作成要領

技術提案書を作成するにあたっては、「第２章　特記仕様書」に記載されている内容等を技術提案書に十分に反映させることが必要となりますので、その内容をよく確認して下さい。

１．技術提案書作成に係る要件

本業務に係る技術提案書作成に際して、留意頂くべき要件・留意事項について、以下のとおりです。

（１）業務の工程

「第２章　特記仕様書」を参照し、求められている業務の工程を確認してください。

（２）業務量の目途

機構が想定する業務量の目途は次のとおりです。以下の数字は、機構が想定する目途ですので、競争参加者は、「第２章　特記仕様書」に示した業務に応じた業務量を算定してください。

（全体）5.76 人月

（現地渡航回数：延べ 6 回）

渡航①：現地調査を実施する広域共同体組織のある地域（日本との移動日含み 7 日を想定：定額計上）

渡航②：フィジー、キリバス、バヌアツ、ツバル。キリバス、バヌアツ、ツバルはフィジー渡航時に日本に帰国せずにフィジーから渡航する想定。（日本との移動日含み 20 日間を想定：上限額に含む）

※　現地業務期間や渡航回数については、提案する作業計画に基づき、競争参加者が自由に提案することができますが、それらに係る経費を含む入札価格が予定価格を超える場合は落札者とならないので、ご留意ください。

（３）業務従事予定者の経験、能力

別紙３ 技術提案書評価配点表の「３．業務従事予定者の経験・能力」において評価対象となる業務従事予定者が担う担当専門分野を提案してください。なお、類似業務経験は、業務の分野（内容）との関連性・類似性のある業務経験を評価します。総合評価落札方式では業務管理グループ（副業務主任）は想定していません。

また、評価対象者を評価するに当たっての格付の目安、業務経験地域、及び語学の種類は以下のとおりです。

【業務主任者：（業務主任者／〇〇　格付の目安（２号)】

１） 対象国及び類似地域：全途上国_

２） 語学能力：英語

（４）配付資料／公開資料等

配付資料

・「アフリカ地域空港・航空管制分野のトランスポートネットワークにかかる情報収集・確認調査」最終報告書及びフィジー調査報告書

公開資料はありません。

（５）対象国の便宜供与

概要は、以下のとおりです。

	便宜供与内容	
1	カウンターパートの配置	無
2	通訳の配置	無
3	執務スペース	無
4	家具（机・椅子・棚等）	無
5	事務機器（コピー機等）	無
6	Wi-Fi	無

（６）安全管理

現地業務期間中は安全管理に十分留意してください。現地の治安状況については、JICA 現地事務所などにおいて十分な情報収集を行うとともに、現地業務の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行うこととします。また、同事務所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、現地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡を取る様に留意することとします。また現地業務中における安全管理体制を技術提案書に記載してください。また、契約

締結後は海外渡航管理システムに渡航予定情報の入力をお願いします。詳細はこちらを参照ください。
https://www.jica.go.jp/about/announce/information/common/2023/20240308.html

２．技術提案書作成上の留意点

プロポーザルの作成に当たっては、**「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」**の内容を十分確認の上、指定された様式を用いて作成して下さい。
（URL：https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html）
具体的な記載事項や留意点について以下のとおりです。

（１）コンサルタント等の法人としての経験、能力
１）類似業務の経験
類似業務：航空管制に係る各種業務
２）業務実施上のバックアップ体制等

（２）業務の実施方針等
１）業務実施の基本方針
２）業務実施の方法
１）及び２）を合わせた記載分量は、10 ページ以下としてください。
３）作業計画
上記１）、２）での提案内容に基づき、本業務は成果管理であることから、作業計画に作業ごとの投入量（人月）及び担当業務従事者の分野（個人名の記載は不要）を記述して下さい（様式４－３の「要員計画」は不要です。なお、様式４－４の「業務従事予定者ごとの分担業務内容」は記載ください）。記述に当たっては、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の「Ⅰ．１．プロポーザルに記載されるべき事項」の「（２）業務の実施方針等」を参照してください。また、様式についても、同ガイドラインの当該様式集を使用してください。
４）その他
相手国政府又は JICA（JICA の現地事務所を含む。）からの便宜供与等に関し、業務を遂行するに当たり必要な事項があれば記載して下さい。

（３）業務従事予定者の経験・能力等

評価対象業務従事予定者にかかる履歴書と担当専門分野に関連する経験を記載願います。

３． 経費積算に係る留意事項

本業務に係る経費を積算するにあたっては、**「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン」最新版**を参照してください。
（URL： https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html）

（１）本案に係る業務量の目途

上記１.（２）に記載している機構が想定する業務量の目途を参照して下さい。

（２）別見積

以下の費目については、入札金額には含めず、別見積書として作成し、「第１章 入札の手続き」の「６.（２）提出方法」に基づき提出してください。下記に該当しない経費については、別見積として認めず、提案者負担とします。

・直接経費のうち障害のある業務従事者に係る経費に分類されるもの

（３）定額計上について

本案件は定額計上があります（4,338,000円（税抜））。

以下の費目を定額計上とします。定額計上分は契約締結時に契約金額に加算して契約しますので、技術提案書の提出時の見積には含めないでください。

定額として計上する経費は契約開始後に内容を確定します。精算報告の対象となり、証拠書類に基づいて実費精算します。

	対象とする経費	該当箇所	金額（税抜）	金額に含まれる範囲	費用項目
1	第3章1（2）に記載の渡航①:現地調査を実施する広域共同体組織のある地域への旅費	第２章 第２条（２）、 第４条（３）①、 第３章１（２）	4,205,000円	業務従事者の現地業務旅費（航空賃、日当・宿泊料）	旅費
2	第3章1（2）に記載	第２章	133,000円	車両借上費	一般業

	の渡航①:現地調査を実施する広域共同体組織のある地域で使用する車両借上費	第２条（２）、第４条（３）①、第３章１（２）			務費

（４）旅費（航空賃）について

効率的かつ経済的な経路、航空会社を選択いただき、航空賃を計上してください。

払戻不可・日程変更不可等の条件が厳しい正規割引運賃を含め最も経済的と考えられる航空賃、及びやむを得ない理由によりキャンセルする場合の買替対応や変更手数料の費用（買替対応費用）を加算することが可能です。買替対応費用を加算する場合、加算率は航空賃の 10%としてください（首都が紛争影響地域に指定されている紛争影響国を除く）。

（５）ランプサム（一括確定額請負）型の対象業務

本業務においては、「第２章　特記仕様書」で指示したすべての業務を対象としてランプサム（一括確定額請負）型の対象業務とします。

以上

別紙３：技術提案書評価配点表

別紙３

技術提案書評価配点表

評　価　項　目	配　点
１．コンサルタント等の法人としての経験・能力	**（10）**
（１）類似業務の経験	6
（２）業務実施上のバックアップ体制等	（4）
ア）各種支援体制（本邦／現地）	3
イ）ワークライフバランス認定	1
２．業務の実施方針等	**（70）**
（１）業務実施の基本方針、業務実施の方法	65
（２）作業計画等	（5）
ア）要員計画	－
イ）作業計画	5
３．業務従事予定者の経験・能力	**（20）**
（１）業務主任者の経験・能力	**（20）**
１）業務主任者の経験・能力：　業務主任者／○○	**（20）**
ア）類似業務等の経験	10
イ）業務主任者等としての経験	4
ウ）語学力	4
エ）その他学位、資格等	2